

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	身体障害者手帳の再交付申請	
根拠法令・条項	<p>身体障害者福祉法施行令第10条第1項 身体障害者福祉法施行規則第7条第1項、第8条第1項</p>	
所管課	障害福祉部 障害者更生相談所	
審査基準	<p>1 等級変更・障害追加による再交付申請 すでに交付を受けた障害の程度に変化が生じている場合と新たな障害の追加に伴う再交付申請 身体障害者福祉法別表および身体障害者福祉法施行令第36条に規定する障害に関して、身体障害者福祉法第15条第1項により指定を受けた医師の記載した診断書・意見書により認定を行う。 障害認定の可否およびその程度は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号（身体障害程度等級表）により判断し、さらに、厚生労働省社会・援護局から発出されている次の通知を本市の審査基準としている。</p> <p>(1) 身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害者認定基準）について （平成15年1月10日 障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</p> <p>(2) 身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について （平成15年1月10日障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）</p> <p>(3) 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について （平成15年2月27日障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）</p> <p>2 汚損・紛失等による再交付申請 交付を受けている身体障害者手帳の汚損や紛失による再交付申請 すでに認定を受けている同一内容で手帳を再交付する。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	<p>1 等級変更・障害追加による再交付申請の場合 50日 2 汚損・紛失等による再交付申請の場合 7日</p>
	標準処理期間を設定できない理由	